

令和 6 年度 特別の教育課程の編成の方針等について

埼玉県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
戸田市立笹目東小学校	戸田市教育委員会	公立

1. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

本市では、これまで小学校第 3・4 学年において「総合的な学習の時間」を年間 35 時間削減した「英語活動」を設定してきた。また、第 1・2 学年でも「英語活動」を学校教育法施行規則第 51 条に定められる授業時数以外で年間 20 時間程度実施し、成果を上げてきた。

新学習指導要領の完全実施を見据え、新たに、これまでの取組をさらに発展させるため、以下の内容で取り組む。

- ① 小学校第 3・4 学年において、現行の 35 時間実施している英語活動に、総合的な学習の時間を年間 35 時間削減し、35 時間を加えた英語活動を実施する。
- ② 本市の研究組織である戸田市英語教育研究推進委員会は、①の時間を活用し、コミュニケーション能力を育成するためカリキュラム及び教材を研究・開発する。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

(3) 特例の適用開始日

平成 15 年 4 月 1 日 特例の適用開始

平成 21 年 4 月 1 日 変更

令和 2 年 4 月 1 日 変更

(4) 取組の期間

令和 12 年 3 月 31 日まで

2. 特別の教育課程の実施状況

(1) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・学校だより、ホームページや Facebook 等を活用して、英語活動の様子を積極的に情報発信した。
- ・学校公開では外国語活動や外国語科の授業参観を公開した。
- ・保護者会や学校運営協議会でも英語教育の取組を紹介した。
- ・戸田市の広報紙や広報番組「ふれあいとだ」にも、英語教育の特集が組まれたので、市民へ情報発信した。

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

本特例は「世界で活躍できるとだっ子の育成」を目指し、小中一貫の英語教育をとおり、グローバル力と異文化力を育成するため、コミュニケーション教育を推進するものである。